

埼玉県建設工事標準請負契約書（案）

- 1 工 事 名 野田きゅう舎第1走路表層砂敷替工事
- 2 工 事 場 所 さいたま市緑区上野田696
- 3 工 期 契約日 から 令和6年 3月31日まで
- 4 工事を施工しない日 工事図面（特記仕様書）のとおり
- 5 請負代金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） 金
- 6 契約保証金 請負代金額の10分の1以上
- 7 前 払 金 金 円
- 8 部分払の請求回数 1回以内
- 9 解体工事に要する費用等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添（様式1）のとおりとする。
- 10 その他特定条件
この契約において中間前払金は行わない。

上記の工事について、発注者埼玉県と受注者 〃は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

発 注 者 住 所 さいたま市南区大谷場一丁目8番42号
氏 名 埼玉県浦和競馬組合
管理者 大野 元裕 印

受 注 者 住 所
氏 名 印